

石川県公報

平成27年6月12日(金曜日)

号 外

(第 51 号)

目 次

監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242号第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年6月12日

石川県監査委員 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

(衆議院小選挙区選出議員選挙運動用ポスター作成公費負担に係る住民監査請求の監査結果)

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

鹿島郡中能登町小竹工部136番地 家 田 徹

2 請求書の提出

平成27年4月16日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)による請求の内容は、概ね次のとおりである。
なお、請求人は、過去に同様な請求を不当に棄却されたなどと主張し、選挙ポスターの公費助成の公金を長期間不当、不正に支出し、県に多大な損害を与え、現在も継続していることなどを理由に、公正な個別外部監査を求めている。

(1) 石川県知事は、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙公営費のうち選挙ポスター公営費について、公共ポスターの現況価格等を十分調査、審査せず、一部の候補者の契約に基づいて、高額かつ不当に公金を支出した。これは違法な公金の支出であるから、全額返済を求めらるべきである。

なお、添付書類の葉書・ポスター・ビラの一覧表で作成金額の単価は、972円の限度額悪用が同額で2名、最低価格は237円である。また、ポスターの掲示場の2倍としたものが多く、毀損張替分としては不当である。

ちなみに、(平成27年4月12日執行石川県議会議員選挙)鹿島郡選挙区に出馬した家田万理子の選挙ポスターの作成費はフルカラーコピーで100枚で10,260円。(同)羽咋市羽咋郡南部選挙区の家田徹のフルカラーコピーは24,570円と大幅に低額であり、インターネットの選挙ポスター作成業者は一般のカラーシール付きポスターを一枚200円程度で作成してくれる。

(2) 違法な公金の支出を防ぐため、選挙公営化の条例を改善すべきである。

(3) 事前運動のための有権者に配布する室内用ポスター、公示後の違法配布ポスター等で公式なポスター掲示板の2倍の枚数を作成し、公費負担の限度額で不当に契約し公金の搾取をしている。公金の横領、組織的な詐欺でもある。

全国的に住民訴訟、刑事告発が提起されているにもかかわらず、作成単価を不当かつ高額な限度額で契約し、選挙管理委員会に不当にポスター作成枚数確認書をねつ造している。明らかに組織犯罪である。社会正義のた

め刑事訴追を願いたい。

(添付書類)

- ・ポスター作成契約届出書の写し
- ・ポスター作成契約書の写し
- ・ポスター作成枚数確認申請書の写し
- ・ポスター作成枚数確認書の写し
- ・確認書受領書の写し
- ・ポスター作成証明書の写し
- ・第47回衆議院議員総選挙選挙公営費負担金一覧表の写し
- ・葉書・ポスター・ピラに係る請求金額等の一覧表の写し
- ・他県のポスター代詐状容疑に関するインターネット記事

第2 監査委員の除斥

本件請求は、本件選挙の選挙公営費のうち選挙ポスター公営費に係るものであり、県議会議員から選任された監査委員については、直接には関わらないものの選挙公営制度が同様に適用されることから、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成27年4月22日に所定の要件を具備しているものと認め、これを受理することとした。

第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を行うよう求めているが、本件監査を行うに当たっては、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは特に専門的な知識や判断を必要とする事案ではないことから、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるとは認められないと判断した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成27年5月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求内容についての説明と併せて、「公費負担限度額の計算式が現状に合っていない。」、「(候補者は)掲示板の枚数を超えて不当に助成を求めており、本来の目的にそぐわない使い方をしている。」、「一部の候補者とは、公費負担対象6名のうちの5名である。」などの補足説明があった。

また、次のとおり新たな証拠の提出があった。

(追加提出書類)

- ・ポスター作成契約書の写し
- ・選挙ポスター印刷に係る印刷業者のインターネット広告記事
- ・請求人作成の選挙ポスター例
- ・「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する注意事項」の写し
- ・統一地方選挙に係る新聞記事(平成27年4月1日付北國新聞)の写し

2 監査対象事項

措置請求書の趣旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、本件選挙に係る選挙公営費のうち、請求人が措置請求書において主張する「選挙運動用ポスター作成費に係る公費負担が違法又は不当な公金の支出」に当たるか否かとした。

3 監査対象機関

総務部市町支援課(以下「市町支援課」という。)及び石川県選挙管理委員会(以下「県選挙管理委員会」という。)

4 監査対象機関の監査の経過

市町支援課及び県選挙管理委員会に対して平成27年5月21日に、公費負担制度に係る請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、次のとおりであった。

- (1) 県は、法令に基づき、請求書、契約届出書、契約書の写し、確認書及び作成証明書などの記載内容について、適正に審査の上、支出しており、請求人の主張には理由がない。

- (2) ポスターの作成金額が適正かどうかについては、法令に基づき、候補者等から提出された必要書類の書面審査で判断すれば足りるものであり、法令は、県にそれ以上の審査をする権利及び義務を課しておらず、また要求もしていないものと解されている。

このことは、同様の趣旨で提起された違法公金支出金返還請求控訴事件における平成14年1月23日名古屋高裁判決において、「県が候補者等から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されていることから明らかである。

- (3) 本件選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る経費の支出の根拠については、公職選挙法、同法の施行令及び規則の規定に基づくものであり、請求人が主張する条例の改善請求の対象とはならない。
- (4) 公金の横領、組織的な詐欺などとの主張については、これらを裏付けるような具体的な事実を何ら立証していない。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

本件選挙に係る選挙公費のうち、請求人が措置請求書において主張する、選挙運動用ポスター作成費に係る公費負担は、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、確認した事項は、次のとおりである。

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

ア 経緯

公職選挙法(昭和25年法律第100号)は、選挙運動について種々の規制を設けているが、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、昭和50年の公職選挙法の改正に伴い、公費負担制度を採用している。

イ 法的根拠

(ア) 公職選挙法第143条第14項

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、選挙運動のために使用するポスターを無料で作成することができる。

(イ) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。)第110条の4

公費負担の規定の適用を受けようとする者は、ポスター作成業者との間においてポスターの作成に関し有償契約を締結し、県選挙管理委員会に届け出なければならない。県は、ポスターの作成単価に当該ポスターの作成枚数を乗じて得た金額を、ポスター作成業者からの請求に基づきポスター作成業者に支払う。

なお、ポスターの作成単価及び作成枚数の限度額及び限度枚数は、次のとおりとなっている。

a 限度額

(a) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$

(b) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$

b 限度枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(ウ) 公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)第17条の4ないし第17条の8

ポスター作成の公費負担に係る事務手続きについて規定されている。

ウ 事務手続き(支出までの流れ)

(ア) 契約届出書の提出

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、県選挙管理委員会に契約書の写しを添えて選挙運動用ポスター作成契約届出書を提出する(規則第17条の4)。

(イ) 確認申請と確認書の交付

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を県選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付された選挙運動用ポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する(施行令第110条の4、規則第17条の5、第17条の6)。

(ウ) 作成証明書の提出

契約の届出をした候補者は、選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する(規則第17条の7)。

(ニ) 請求書の提出

ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに、請求書に選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添えて知事に提出する(規則第17条の8)。

(ホ) 支払い

県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、供託物没収点に達していない者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約枚数と公費負担限度枚数、契約単価と公費負担限度単価のいずれも低い方を適用して計算されているかなどを確認して、ポスター作成業者に負担金を支払う。

(2) ポスターの作成に係る支出

本件選挙における選挙運動用ポスター作成に係る公費負担額の支出は、次のとおりであった。

ア 平成26年12月2日(公示日)

各候補者から、県選挙管理委員会に選挙運動用ポスター作成契約届出書(契約書の写し添付)の提出があった。

イ 平成26年12月2日

上記契約届出書の提出のあった候補者から、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書の提出があり、県選挙管理委員会は選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付を行った。

ウ 平成26年12月22日

県(市町支援課)は、必要書類の有無、請求額の確認、供託物没収点に達しているかを確認し、供託物を没収されずに公費負担の対象とされた6人に関する選挙公営費負担金について、支出負担行為をした。

エ 平成26年12月26日

ポスター作成業者から知事(市町支援課)あてに、請求書(選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書添付)の提出があった。

オ 平成27年1月5日

県(市町支援課)は、上記6人に関する選挙運動用ポスター作成費5,438,450円について、支出を命令した。

カ 平成27年1月21日

県(市町支援課)は、各ポスター作成業者に選挙運動用ポスター作成費を支払った。

2 判断

請求人の主張、市町支援課及び県選挙管理委員会の説明並びに事実関係の確認に基づき、請求人が主張する「選挙運動用ポスター作成費に係る公費負担が違法又は不当な公金の支出」に当たるか否かについて、次のとおり判断する。

- (1) 本件選挙に関する事務は、国政選挙に関し都道府県が処理することとされている第一号法定受託事務であり、本件選挙におけるポスター作成の公費負担については、公職選挙法第143条第14項、施行令第110条の4及び規則第17条の4ないし第17条の8の規定に、その対象や事務手続き、限度額などが定められており、県は、これら法令に基づき、候補者等から提出された請求書等の書面を規定どおり審査した結果、定められた限度額の範囲内でなされた請求であることを確認した場合は、公費負担すべきものである。
- (2) このことは、平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決(平成14年7月19日最高裁判所棄却により確定)において、「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から

提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されていることから明らかである。

よって、県が、法令どおり書面を審査する際、特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、その真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払ったことが違法又は不当な公金の支出であるとの請求人の指摘は、当たらないものである。

なお、請求人は、選挙運動用ポスターに関して、「公費負担限度額の計算式が現状に合っていない。」と主張しているが、当該公費負担の限度額算定方法(計算式)は、国が施行令において定めたものであり、これまで物価変動等を踏まえ、単価改定がなされている。

- (3) 本件請求に係るポスター代の公費負担については、公職選挙法等の関係法令の規定により、県選挙管理委員会において審査を行った選挙運動用ポスター作成契約届出書等の書類と県選挙管理委員会からの公費負担該当候補者の通知を踏まえて、県(市町支援課)がポスター作成業者からの請求書及び請求内訳書等の必要書類を審査した上で支出したものであって、定められた公費負担限度単価、公費負担限度枚数及び各候補者の公費負担基準限度額を超えて負担したものは認められず、適正に執行されていた。

また、本件公金の支出に係る事務手続きについても、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)等関係法令を遵守して、請求書が必要な要件を具備していることを確認した上で、支出負担行為及び支出命令が適正に執行されており、違法又は不当な公金の支出には該当しないものである。

以上により、違法又は不当な公金の支出であるとの請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、請求人が要求する違法な公金の支出を防ぐための条例改善の措置については、本件公金支出の根拠は公職選挙法等の関係法令であることから、当該措置要求については理由がなく、また、公金の横領、組織的な詐欺であるとして要求する刑事告発の措置については、法第242条第1項に規定する住民監査請求において求めることができる措置に該当しないことから、住民監査の対象にはならないものである。

